

GIGA タブレットの持ち帰りのルール

高知市教育委員会作成

1 登下校時について

- (1) 登下校中は、GIGA タブレットをランドセルやカバン等に入れて大切に持ち運んでください。
- (2) GIGA タブレットを持ったまま走ったり跳んだり、GIGA タブレットを地面に置いたりしないでください。
- (3) 自分の利用している GIGA タブレットを他の人に持たせたり、使わせたりしないでください。
- (4) ランドセルやカバンの中に水筒と GIGA タブレットを一緒に入れる際は、水筒の蓋をしっかりと閉めているか確認して下さい。

2 家庭での利用時について

- (1) GIGA タブレットは学習のために利用するものです。利用の仕方については、「高知市立学校タブレット端末（Chromebook）利用手引き」の内容を確認してください。
- (2) 家庭で GIGA タブレットを利用するときは、利用する時間や保管場所を決めて、大切に利用してください。
- (3) 持ち帰りをした GIGA タブレットは、原則として、家庭内での利用をお願いします。ただし、都合により家庭ではない場所（祖父母宅等）で学習をする必要がある場合は、保護者等の責任において利用してください。
- (4) 家庭に GIGA タブレットを持ち帰った際、家庭で保管するときは、床やソファ等に置いたりせず、できるだけ保護者等の目が届く安全な場所で保管してください。
- (5) 健康のために、利用場所や利用時間に気を付けてください。利用する時間を保護者等と決めるなど、長時間の利用にならないよう気を付けてください。また、就寝する1時間前からは利用しないようにしましょう。

3 管理等について（裏面【故障時の対応について（例）】を参照ください。）

- (1) GIGA タブレットが紛失、盗難、破損及び故障した場合は、すぐに学校に連絡をしてください。
- (2) 紛失・盗難の場合は、警察に届出（遺失物届・盗難届）が必要となる場合がありますので、すぐに、学校に連絡をお願いします。
- (3) 通常の使用において破損及び故障した場合は、高知市教育委員会が対応します。
- (4) 故意または重大な過失による破損及び故障の場合は、保護者等が修理費等を負担することになります。
- (5) 修理費が保護者等の負担となった場合、家庭で加入している任意保険等で保証される場合がありますのでご確認ください。（「高知市 PTA 総合保障制度：子ども総合保険」など）
- (6) 故障等の種類によっては、「学習用タブレット紛失等報告書」を学校長へ提出する必要があります。

4 その他

家庭で GIGA タブレットを利用する際、操作方法など、わからないことがありましたら、以下のサイトにアクセスして、フォームに入力してお問合せください。

高知市教育委員会 保護者向けヘルプデスク（令和6年度～）

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/hogosha>

サイトからフォームへ入力し、お問い合わせください。

対応時間：月～金 8時30分～18時00分

※ フォームには対応時間を問わず入力可能です。対応時間以外での入力については、回答が翌対応時間以降となります。



【故障時の対応について（例）】

故障等の種類	故障等の内容（一例）	対応及び費用の負担
不具合 ※ 故意に起因するものを除く	電源が入らなくなった	高知市教育委員会
	充電ができなくなった	高知市教育委員会
	画面がつかない・黒いまま	高知市教育委員会
	画面が固まって動かなくなった	高知市教育委員会
	カメラが起動しない・切替ができない	高知市教育委員会
	タッチパネルが反応しない	高知市教育委員会
	バッテリーの消耗が早い	高知市教育委員会
	勝手に電源が落ちる	高知市教育委員会
外的要因 ※ 故意に起因するものかによって対応を協議するもの	画面の破損	高知市教育委員会または保護者等
	キーボードの破損	高知市教育委員会または保護者等
	付属品（アダプタ、タッチペン等）の破損	高知市教育委員会または保護者等
	落として動かなくなった	高知市教育委員会または保護者等
	本体に傷がついた	高知市教育委員会または保護者等
	水没、水濡れ等で動かなくなった	高知市教育委員会または保護者等
	GIGA タブレットを投げて動かなくなった	保護者等
	GIGA タブレットを殴って動かなくなった	保護者等
	下校時にカバン等をふりまわして落として動かなくなった	保護者等
GIGA タブレットの上に重いものを置いて動かなくなった	高知市教育委員会または保護者等	
紛失・盗難等	持って帰っている途中で紛失してしまった	協議
	家庭で紛失してしまった	協議
	家庭で盗難にあった	協議
	持って帰っている途中で盗難にあった	協議
その他	改造や設定変更をして壊れてしまった	保護者等

※ 外的要因については、学習で利用していた場合、故意や重大な過失による場合のいずれも、修理をするために詳しく状況を確認する必要があります。別途、「学習用タブレット事故報告書」の提出が必要となりますので、すぐに、学校への連絡をお願いします。

※ 修理費の負担について「協議」となっている事項については、高知市教育委員会、学校及び保護者等で状況等の確認をしたうえで、負担について決定をするものです。